

熊本県（一時生活支援事業）

○広域的な事業実施（県と10市の共同実施）

○退所後の見守り支援

1 県の概要（H29年度）

県内の人口	1,789,184	人①
高齢化率	30.0	%②
保護率	1.4	%③

- ①平成30年1月1日住民基本台帳人口動態統計
 ②平成29年10月1日現在 県：推計人口調査（年報）
 ③平成30年5月 熊本県の生活保護（速報値）

2 参加自治体（H29年度）

県内一般市数	15市
参加一般市数	10市
県内一時生活支援事業実施率	100%

4 事業実績（H29年度）

利用者 （共同実施の県・10市の件数）④	退所者の平均利用日数	平均年齢
25人	66日	49歳

④前年度からの引き継ぎを含む



3 実施方法について

実施方法	委託（生活困窮者を対象） 熊本県（県管轄の23町・8村）と10市の共同実施（H29の共同実施自治体の人口877,570人） ※共同実施の市の推移 H28：11市→H29：10市→H30：9市 年々、市単独実施へ移行している。
事業費	契約額18,001千円（平成29年度総額） 精算・確定額17,574千円
委託選定	本法以前、ホームレス特措法により本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績がある。 家族・親族との関係にねじれが生じ、社会的・経済的に問題を抱え、居所のない生活困窮者が対象であるため、柔軟な対応ができるノウハウを持つ職員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる社会資源の情報を持つ法人に委託する。
実施体制	・社会福祉法人グリーンコープへ事業を委託し実施している。 ・24時間365日の体制で対応。・実務経験を有した人材を配置。 ・夜間等緊急時にも対応している。 （熊本地震や台風等災害時は、避難所への避難等対応した。） ・施設長1名、夜間警備員1名を県内1か所に配置し、アパート9室借り上げ。
自立相談支援機関との連携	・緊急性が高く、入所の判断に時間がない場合が多いため、自立相談機関と一時生活支援事業受託先との効率的な情報の共有が必要不可欠である。 ・自立相談支援機関とは、電話等での事前相談を受け付けたり、利用者本人の同意を得て自立相談支援事業のアセスメント票を共有することにより、健康面・経済面等の入所後に必要な情報を円滑に確認している。利用者の入所時の負担軽減になっている。 ・県（町村）分は自立相談支援機関職員が1名シエルターに常駐し、相談者に直接伴走型支援を行っている。
退所後の見守り支援	・利用者が退所後に地域での安定した定住を送るため、アフターフォローを行っている。 ・孤独死や失踪、社会的孤立を防ぐため、退所者に寄り添い、退所後発生する様々な課題（行政手続の支援、病院受診の支援等）に丁寧に取り組んでいる。支援内容は、アウトリーチ（自宅訪問・関係機関への同行支援）、電話、メールによる連絡、瓦版（広報誌）の年4回発行、交流会の年2回企画・運営、誕生日・年賀状・暑中見舞いの送付を行っている。

5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

①6月：	各市を集めて意見交換会を実施。
②8月	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。
③10月：	県内各市へ2回目の意向調査を行う。
④	2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予定額（概算）を算定し、共同実施予定の市へ予算額（案）を諮る。
⑤12月：	共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
⑥	12月補正予算で翌年度委託料（単年契約）の債務負担行為の設定を行う。
⑦	⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。
⑧	共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。
⑨1～3月：	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。
⑩2～3月：	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。
⑪3月：	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。 併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。 （国庫補助申請の際にはこの額が反映）
⑫4～3月：	事業実施
⑬3月末：	委託業者へ会計（経理）の検査を実施。 （なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。）
⑭3月末：	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。 この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。

6 取り組んで良かった点

- ・共同実施により実施することで、各自治体において、件数は多くないが、突発的に発生する相談に、経費的・事務的な負担を抑えて対応することができている。
- ・過去の実績を蓄積した法人が、人的資源・社会的資源を活用した支援を行っており、多方面の問題を想定の上、相談者の個々の実情に応じた柔軟な支援を行っている。そのため、入所に本人の健康状態が改善し、エンパワメントが引出され、社会的自立に至っている。
- ・退所後もフォローを行うことで、ホームレスから脱却し生活を開始した支援者が、再び以前の生活に陥っていないことも成果として挙げられる。